

2019年10月の消費増税を前提とした19年度予算が3月27日の参院本会議で成立しました。一般会計総額は過去最大の101兆4571億円で、ポイント還元制度など個人消費を下支えする2兆280億円の増税対策を盛り込みました。2兆円の増税対策はクレジットカードや電子マネーなど現金を使わずに

「キャッシュレス決済」で買い物した人に最大5%のポイントを還元する仕組みです。システム改修支援なども含め2798億円の国費を確保しており、消費税率10%への引き上げに伴う景気対策として注目されています。

## 平成31年度 国土交通省予算発表

### 消費税率引き上げに伴う住宅の需要変動への対応

#### ●住宅の購入者等への支援（すまい給付金）：785億円

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設した制度です。収入によって給付額が変わります。消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円でしたが、10%時は収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円の給付額引上げになりました。支払う消費税額は10%時購入の方が多く支払う必要性がありますが、「住宅ローン控除額+すまい給付金」を利用すると消費税8%の時よりも給付額が増え、結果お得に住宅を購入することが出来る場合もあります。金額の面で住宅購入を迷われている消費者に対して「すまい給付金制度」がお得であることを伝えることがポイントです。

住宅購入時 年収に応じたすまい給付金		消費税8%と10% どっちがお得？	
<b>消費税8%</b>		<b>消費税10%</b>	
年収の目安	給付基礎額	年収の目安	給付基礎額
425万円以下	30万円	450万円以下	50万円
425万円超 475万円以下	20万円	450万円超 525万円以下	40万円
475万円超 510万円以下	10万円	525万円超 600万円以下	30万円
510万円超 675万円以下	20万円	600万円超 775万円以下	10万円
675万円超 775万円以下	10万円	775万円超 875万円以下	10万円
<small>※年収は夫婦（妻は収入なし）と中学生以下の子供2人いる世帯の場合の目安</small>			
<small>住宅購入で年収に応じた金額をもらえるのがすまい給付金 *中古住宅含む（個人間取引は除く）</small>			
<small>消費税率10%になると収入制限が775万円以下に広がり、給付額も最大50万円</small>			
		<b>土地を買って注文住宅を建てた世帯年収600万円の家族の場合</b>	
		<b>消費税10%時に購入がお得！</b>	
		<small>建物購入価格1800万円 ローン借入金3600万円（金利1.5%・35年返済） 入居・返済開始時期を8%時と2019年9月、10%は2019年10月。 ※年収600万円。専業主婦と16歳未満の子ども1人の3人家族の場合。 社会保険料控除は給与年収の14.44%で計算。年収の増加は考慮せず</small>	
		<b>支払う消費税額</b>	<b>得られる住宅ローン控除+すまい給付金</b>
		<small>支払う消費税額は10%時購入の方が多い支払う必要性がありますが、住宅ローン控除による控除や住まい給付金で得られるメリットを考慮すると・・・</small>	<small>消費税率10%は8%時より30.2万円お得！</small>
		<small>消費税率10%は8%時より30.2万円お得！</small>	

#### ●住宅の購入者等への支援（次世代住宅ポイント制度）：1,300億円

これまで住宅エコポイントという制度が過去3度ありましたが、今回の予算案で正式に次世代住宅ポイントの施行が決定しました。10月から引き上げられる消費税10%への増税に伴う景気対策の一環で、新築やリフォームをする際に一定の条件を満たした場合、新築住宅は最大35万ポイント、リフォームは最大30万ポイントを貰えます。制度が適用されるのは

「2019年10月以降に引き渡される住宅」と「消費税率10%が適用される住宅」に限られます。ポイント発行申請は2019年6月頃、ポイントの商品交換申請は2019年10月頃の予定となっています。

次世代住宅ポイント制度		
	対象	ポイント数
<b>新築</b>	一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担軽減に資する住宅	1戸あたり 最大35万 ポイント
<b>リフォーム</b>	省エネ改修、耐震改修、バリアフリー改修、家事負担軽減設備の設置等	1戸あたり 最大30万 ポイント

2019年度の政府予算案には、増税後の住宅取得支援策として次世代住宅ポイント制度の創設も盛り込まれた。これは一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や、家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、商品と交換できるポイントがもらえるというものです。若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にはポイントの特例もある。消費税率10%が適用される新築等で、2020年3月末までに契約をした人等が対象。

### [ポイント交換可能な商品の概要]

- 省エネ・環境配慮に優れた商品
- 防災関連商品
- 健康関連商品
- 家事負担軽減に資する商品
- 子育て関連商品
- 地域振興に資する商品等

※商品券や工事費用の支払いには適用できない

※具体的な商品については、公募により選定

## ●2020年訪日外国人旅行者4000万人達成に向けた観光施策：681億円

訪日外国人旅行者数の増加、今後4000万人達成向けた設備投資として、国際観光旅客税収を活用した観光施策の拡充に向けた予算を成立しました。具体的な内容としては、顔認証ゲートを用いた出入国手続きの高度化、無料Wi-Fiや多言語案内といった受入体制整備、文化財や国立公園等を活用した観光コンテンツの拡充に予算を割り当てます。

## 平成31年度 国土交通省 住宅局 予算発表

### ●住宅対策：23億9800万円

(1) 耐震対策緊急促進事業・・・耐震改修促進法で耐震診断を義務付けた建築物を重点的に支援。ブロック塀の安全性を確保するため、防災・安全交付金でブロック塀の除却や改修、地域の安全性確保の為の総合的な取り組みに対して支援を行います。

(2) 空き家対策事業・・・・空き家の除却や利活用に対する支援を強化する他、専門家と連携した相談体制の構築、空き家の発生を抑制するモデル的な取り組みに対して支援を行います。

(3) 長期優良住宅化リフォーム推進事業・・良質な住宅ストックの形成や若者が既存住宅取得しやすい環境整備の為、住宅の長寿命化や三世代同居などの実現に向けたリフォームし対して支援を行います。

その他、住宅・建築分野における生産性向上に対しても支民間事業者と連携し、BIM活用の手順や共有するモデルへの入力情報を整理する他、建築確認申請を電子化するためのシステム整備を支援等も盛り込まれています。

## 平成31年度 林野庁予算発表

### ●木材産業・木造建築活性化対策：12億4700万円

国内の林業・木材産業の成長産業化を実現し、新たな木材需要の創出や地域材の安定供給体制の構築に向けた対策です。新たな木材需要の創出にあたって木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓する必要があります。この為、厳密な構造計算に対応できる木材の需要及び供給を拡大することや特に格付け実績の低い無垢材等のJAS製品の需要拡大に向け動き出しています。また、中高層建築等をターゲットとしたCLT等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。特に、CLTの利用促進については、CLTの実需に結びつく効果的な支援を行う必要があります。

更にこれらの木材需要に的確に対応するため、品質及び性能の面で競争力ある製品を安定的に供給する

体制の確立、将来的な輸出拡大に向けた森林認証の普及啓発が必要です。

#### 林業成長産業化総合対策のうち

### 木材産業・木造建築活性化対策

【平成31年度予算概算決定額 1,247 (1,087) 百万円】

#### ＜対策のポイント＞

木材需要の拡大を図るため、低層建築物を中心とした無垢構造材の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進・定着、顔の見える木材での快適空間づくり等を支援します。また、効率的なサプライチェーンの構築に向けた需給情報の共有やマッチングの取組を推進します。

#### ＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m<sup>3</sup> [平成29年] → 40百万m<sup>3</sup> [平成37年まで])

#### ＜事業の内容＞

##### 1. 低層建築物を中心とした無垢構造材等利用拡大事業

- 非住宅分野の建築物におけるJAS構造材の利用拡大、横架材・2x4部材等の製品・技術開発を支援します。



##### 2. 中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業

###### ① CLT等建築物の普及・拡大

CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成、BIM（3次元の建築モデルをコンピューター上で構築するシステム）を活用できる環境整備等を支援します。



###### ② 新たな製品・技術の開発

CLT等新たな建築部材の利用促進に向けた構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、CLT・木質耐火部材等の製品・技術開発等を支援します。



##### 3. 顔の見える木材での快適空間づくり事業

- A材丸太を原材料とする構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発などにより川上から川下までの事業者の連携の促進に対して支援します。

##### CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証

##### CLTの標準化に必要なデータ収集

##### 設計者・施工者等の育成

##### 構造材、内装材等の普及啓発

##### 4. 生産流通構造改革促進事業

- SCM推進フォーラム（協議会）の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組や、需給情報共有のためのデータベース整備等を支援します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

##### SCM推進フォーラム

##### ＜事業の流れ＞

委託



9

SCM推進フォーラムの設置・運営

[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

